

自治体における討議型市民参加手法の実施に関する研究

—— 小田原市、新宿区、藤沢市の事例を中心に ——

公共政策特別コース 菊池 昌彦

本研究論文は熟議民主主義論を理論的背景とする市民参加手法「討議型市民参加手法」を対象に、実際に自治体において行われた事例をもとに検証するものである。

熟議民主主義論は市民のコミュニケーションや討議を重視し、意見が変化することに対して規範的価値を見いだすとともに、市民社会の活性化を展望した民主主義論である。

「討議型市民参加手法」とは、熟議民主主義論において重視される討論を、無作為抽出された市民同士が行い、市民意見を形成し、行政に対して熟慮され、討議され、洗練された意見を示すものである。このような無作為抽出による取り組みは、これまでの自治体における市民参加が一部の市民によって担われてきた状況を打開することが期待されている。

「討議型市民参加手法」を日本において採用する自治体が増え、開催事例数も5年程度で150件を超え、取り組みが広がっている。このような取り組み状況に対して、研究論文も複数散見される状況となってきた。

しかし、いずれも熟議民主主義の理論的根拠を提供しているハーバースの議論と結びつけ、その開催意義が述べられるものが多いことが確認される。また実際の事例についての研究報告はどのような日程で、どのような理由で実施したかといった内容である。いずれの研究論文も、実施したことによって得られた市民意見をどのように活用したかを述べていないのである。

そこで、本研究は総合計画の策定や自治基本条例の制定にあたって「討議型市民参加手法」を用いた3自治体をヒアリング調査し、実施によって得られた市民意見の反映状況を明らかにすること

を目的とした。結果としては小田原市の市民討議会事例（「おだわら TRY フォーラム」）では市民意見の多くは反映されず、新宿区の区民討議会事例ではほぼ反映対象とならなかった。藤沢市は討議型世論調査を実施しており、藤沢市の進むべき方向性について一定の見解が得られた。手法上では市民討議会よりも討議型世論調査の方が得られる知見は多いと考えられる。

しかし、いずれの事例も短期型開催であり、十分な討議が行われたとは言いがたい。総合計画や自治基本条例などは単一争点を持たず、広範な検討課題を持っている。このため、継続的な検討が必要なテーマである。

このようなテーマの検討がいかにか熟議的であったかが、最も検討されるべき対象である。そこで本稿ではヘンドリクス（2006）の「熟議システム」の観点から検討を行った。

結果として、長期にわたる策定期間を持たねばならない事例では長期的に策定過程に関与する市民を含む会議体に関与する必要がある。長期的関与が可能である市民は、やはり意識の高い市民が中心となる。会議体の形成にあたって、一部の意識の高い市民が関与するとしても、民主的正統性を得るためにはその分野に関わる多様な市民を巻き込むことが必要である。この会議体による討議は「長期的」で「多様性」を持ち、短期開催型の「討議型市民参加」が「短期的」で「代表性」を持つ取り組みよりも民主的正統性を持つ。

「熟議システム」の観点から見て、策定過程に影響を及ぼした討議空間に着目する方法は、単一の討議空間だけに焦点を当てる「討議型市民参加」の事例研究への批判でもある。